

○木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付要綱

令和8年6月30日告示第211号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進し、生産年齢人口の増加による地域の活性化を図るとともに、中古住宅の利活用を促進し、適切に管理がされない空家の発生を抑制するため、本市内に中古住宅を取得した上で定住する子育て世帯及び若年世帯（以下、「子育て世帯等」という。）に対し、予算の範囲内において、木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 世帯主及びその配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が補助金の交付申請を行う時点において、中学校修了前の子を扶養し同居している世帯（ひとり親世帯を含む。）をいう。
- (2) 若年世帯 世帯主及びその配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が補助金の交付申請を行う時点において40歳未満であり、かつ、同居している世帯で、中学校修了前の子を扶養していない世帯をいう。
- (3) 中古住宅 一戸建ての建築物であって、台所、便所、浴室及び居室を備え、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物（他の用途を併用している建築物で延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供しているものを含む。）であり、かつ、建築工事の完了の日から起算して1年を経過しているもので、過去に居住の用に供されたことのあるものをいう。
- (4) 新耐震基準等 昭和56年6月1日以後におけるいずれかの時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）による基準をいう。
- (5) 定住 本市内に中古住宅を所有し、生活の本拠として当該住宅に居住し、かつ当該住宅の所在地が住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基

本台帳に記録されていることをいう。

- (6) 取得 住宅を新たに購入し、建物の所有権移転登記をもって、当該住宅の所有権（共有によるものを含む。）を得ること（贈与、相続又は3親等以内の親族間の売買により取得した場合を除く。）をいう。
- (7) 居住誘導区域 木更津市立地適正化計画（令和3年5月31日策定）で定める居住誘導区域をいう。
- (8) 市内不動産事業者 市内に本店、支店又は営業所を有する法人をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる要件を全て満たす者とする。

（交付額）

第4条 補助金の額は、別表第2に基づき算定する。

- 2 補助金の交付は、住宅1戸につき1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び同意書（別記第2号様式）
- (2) 世帯全員の住民票（写し可）
- (3) 世帯構成員が市外に3年以上居住していたことがわかる書類（別表第1のうち、世帯要件の第4号ただし書に該当する場合は、その内容が確認できる書類）（写し可）
- (4) 世帯構成員全員に直近1か年の市税の滞納がないことを証明する書類（ただし、申請日において、本市の市税等の納税の義務が発生していない場合にあつては、対象住宅居住前の住所地での市区町村税等の滞納がないことを証する書類）（写し可）
- (5) 補助の対象となる土地及び住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）（写し可）
- (6) 売買契約書等、取得対価のわかる書類（写し可）
- (7) 新耐震基準等に適合していることを証する書類（写し可）
- (8) 建物平面図等、居住用面積が確認できる書類（写し可）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（申請期間）

第6条 前条の申請ができる期間は、申請者が定住を開始した日から起算して6月以内とする。

ただし、災害、疾病、その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、これを審査し、適当と認める場合には補助金の交付決定及び額の確定を、その他の場合には補助金の不交付の決定をする。

2 市長は、前項の規定により交付決定及び額の確定又は不交付の決定をしたときは、木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（別記第3号様式）又は木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び交付額の確定通知を受けた者（以下、「交付対象者」という。）は、交付額の確定の日から起算して30日以内に、木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該交付対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者について必要に応じて調査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、当該者が就労、転勤、進学、災害、病気その他これらに準ずる事由においてやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合には、この限りではない。

(1) 補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日前に、交付対象者が対象住宅から転居又は転出したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日前に、交付対象者が対象住宅を譲渡し、又は貸し付けたとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

(3) 補助金の申請の内容に虚偽があるとき。

(4) その他市長が相当と認める理由があるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。この場合において、補助金の返還をさせるときは、木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金返還命令書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、市長が指定する期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第3条）

対象者	世帯要件	
		<p>(1) 第2条第1号又は第2号に規定する世帯に属すること</p> <p>(2) 対象住宅以外の住宅を本市内に所有していないこと</p> <p>(3) 自己の居住の用に供するため、令和8年7月1日以降に本市内の対象住宅を取得した者（住宅が共有で取得された場合は、共有者のうちの1人に限る。）であること</p> <p>(4) 対象住宅に居住する世帯員（以下、「世帯構成員」という。）が、対象住宅の取得日前3年以上継続して市外に住所を有していたこと。ただし、世帯構成員が、賃貸住宅等に居住し住所を有していた場合、又は、本市内に住所を有していた者が婚姻を契機として新たに別世帯を形成し、本市内で新たに対象住宅を取得した場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 第5条の申請をする日までに前号の住宅への定住を開始し、当該申請後も5年以上定住を継続する意思のある者であること</p> <p>(6) 世帯構成員全員に市税等の滞納がないこと。</p> <p>(7) 世帯構成員全員が木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第</p>

		<p>9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと</p> <p>(8) 木更津市空家リフォーム助成事業補助金の交付を受けたことがない者であること</p> <p>(9) 木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金の交付を受けたことがない者であること</p> <p>(10) 木更津市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがない者であること</p>
	住宅要件	<p>(1) 申請者本人名義（世帯構成員との共有名義を含む。）の住宅であること</p> <p>(2) 第2条第3号に規定する住宅であって、建築基準法、都市計画法その他法令に基づき適正に建築された住宅であること</p> <p>(3) 昭和56年6月1日以後に工事に着手した中古住宅であること。ただし、同年5月31日以前に工事に着手した中古住宅であっても、新耐震基準等を満たしていると認められる場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 居住用面積が50平方メートル以上であること</p> <p>(5) 取得価額が500万円以上（土地及び建物を一括して購入する場合にあつては土地購入費を含み、消費税及び地方消費税相当額を含まない。）であること</p> <p>(6) 申請者又は配偶者以外の者を債務者とする抵当権が設定されていないこと</p>

別表第2（第4条）

中古住宅	基本額		80万円
	加算額	居住誘導区域内で対象住宅を取得した場合	30万円
		市内不動産事業者を通じて取得した場合	10万円
		扶養する子が中学校修了前である場合	子1人につき 10万円 (上限30万円)

別記

第1号様式（第6条）

木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
電話番号				
転入日（転居日）	年 月 日			
配偶者氏名		生年月日	年 月 日	
転入日（転居日）	年 月 日			
対象住宅取得年月日	年 月 日			
住宅共有者				

世帯員

続柄	氏名	生年月日	勤務先・学校・業種等
世帯主			

第2号様式（第6条）

誓約書及び同意書

私は、木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記の事項について同意し、誓約します。

記

- 1 補助金の交付に必要な範囲において、住民基本台帳への登録、取得の額及び市税の納付の状況について、市が調査及び閲覧することに同意します。
- 2 対象住宅以外の住宅を本市内に所有していません。
- 3 全ての世帯員が、補助金の請求日から5年以上継続して居住する意思があります。
- 4 自治会に加入する意思があります。
- 5 木更津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 6 木更津市空家リフォーム助成事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていません。
- 7 木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていません。
- 8 木更津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていません。
- 9 誓約及び申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。

署名年月日	年 月 日	
申請者	住所 木更津市	氏名
共有者	住所 木更津市	氏名

第 号
年 月 日

様

木更津市長

印

木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金
交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日付けで申請がありました木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定しましたので通知します。

記

1. 交付決定及び確定額

交付決定及び 確定額	金 円
---------------	-----

第 号
年 月 日

様

木更津市長 印

木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

不交付の理由：

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第8条）

木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所

氏名 印

木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1. 請求額 金 円
2. 振込先（申請者本人名義の口座に限ります。）

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

3. 添付書類

通帳等の口座名義人及び口座番号を確認することができる箇所の写し

申請者が本人であることが確認できることのできる書類の写し

第 号
年 月 日

様

木更津市長 印

木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

1. 取消しの理由

2. 既交付決定額 円

3. 既交付額 円

4. 取消金額 円

第7号様式（第9条）

第 号
年 月 日

様

木更津市長 印

木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定を取り消した木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

返還額	円
返還期限	年 月 日
返還の理由	
返還方法	